

香取市映像リポーター設置要綱

(設置)

第1条 市は、市民等の発信力及び情報収集力を活かした取材映像を広報及びホームページ等の広報媒体に掲載することにより、市の広報媒体を地域の魅力の発信及び共有ができる媒体として更に充実したものとするため、香取市映像リポーター（以下「映像リポーター」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 映像リポーターは、イベント、行事、地域活動等を撮影し、市へ映像を提供するものとする。

(定数)

第3条 映像リポーターの定数は、4人以内とする。

(募集等)

第4条 映像リポーターの募集は、公募によるものとする。

2 映像リポーターは、応募者の中から応募動機及び撮影技術等を勘案して広報担当者が決定し、登録するものとする。

(資格)

第5条 映像リポーターの資格は、市内で活動できる18歳以上の者で、撮影及び編集できる機材並びに技術を有しているものとする。

(任期)

第6条 映像リポーターの任期は、登録した日から1年とする。ただし、登録日が年度途中の場合は、登録した日を含む年度の翌年度末日までとする。

2 映像リポーターは、再任されることができる。

(登録の取消し)

第7条 市長は、映像リポーターが、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 辞退を申し出たとき。
- (2) 職務の遂行ができなくなったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、映像リポーターとして不適切な行為を

したとき。

(謝礼)

第8条 映像リポーターには、予算の範囲内で謝礼をする。

(庶務)

第9条 映像リポーターに関する庶務は、広報主管課で処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年11月1日から施行する。